

令和2年涌谷町議会定例会11月会議（第1日）

令和2年11月26日（木曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会

1. 開 議

1. 会議録署名議員の指名

1. 会議日程の決定

1. 行政報告

1. 議案第68号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第69号 涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1. 議案第70号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第 5号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

1. 休 会

午後1時開会

出席議員（13名）

1番	黒澤 朗 君	2番	涌澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	伊藤 雅一 君	8番	久 勉 君
9番	杉浦 謙一 君	10番	鈴木 英雅 君
11番	大泉 治 君	12番	大友 啓一 君
13番	後藤 洋一 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	田代 浩一 君
総務課長 兼 参事	渡辺 信明 君	企画財政課長 兼 参事	高橋 貢 君

事務局職員出席者

事務局 長	荒木 達也	総務班 長	金山 みどり
主 事	高橋 和生	主 事	高泉 直季

◎開会の宣告

(午後1時)

○議長（後藤洋一君） 皆さん、ご苦労さまでございます。

本日はご多忙の中、会議に出席いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 本日11月26日は休会の日でございますが、議事の都合により、令和2年涌谷町議会定例会を再開し、11月会議を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（後藤洋一君） 直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤洋一君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤洋一君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により議長において、1番黒澤 朗君、2番涌澤義和君を指名いたします。



◎会議日程の決定

○議長（後藤洋一君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。11月会議の日程につきましては、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、11月会議の日程は、本日1日と決しました。



◎行政報告

○議長（後藤洋一君） 日程第3、行政報告。

町長の行政報告を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） それでは、行政報告を申し上げます。

先ほどは、名誉町民久道 茂先生のために黙禱いただきましたことを感謝申し上げます。また、大変お忙しい中を本日の会議にご出席いただきましたことも感謝申し上げます。

涌谷町名誉町民久道 茂氏のご逝去につきまして行政報告申し上げます。

涌谷町名誉町民でございませう久道 茂氏につきましては、去る10月24日にご逝去されました。涌谷町におきましては、ここ長年、町勢の発展に尽くされました名誉町民久道 茂氏のご逝去に当たり、謹んで哀悼の意を表するものでございます。

これまで、名誉町民逝去に当たりましては、涌谷町名誉町民条例第4条「本人の慶弔に対して礼を尽くすものとする」の規定により、町葬を執り行ってきたところでございますが、名誉町民久道 茂氏におかれましては仙台市に在住されており、葬儀については、公益財団法人宮城県対がん協会、東北大学公衆衛生学分野、久道家の合同葬にて執り行われたところでございます。

涌谷町におきましては、ご逝去に当たり、弔電、献花、新聞への訃報広告の掲載、町のホームページへの掲載ほか、10月29日に執り行われましたお通夜に際しましては、総務課長のほか議長とともに参列し、翌30日の葬儀の際には議長とともに参列いたしましたところでございます。また、29日のお通夜の際に弔慰金をご家族にお渡しさせていただいております。

なお、今回の費用におきましては議会を開会することなく、弔電、献花につきましては交際費から支出させていただき、新聞への訃報広告の掲載、弔慰金につきましては予備費を充用させていただいておりますことを申し添えまして、私からの行政報告とさせていただきます。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後1時05分

再開 午後1時05分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて再開いたします。

以上で行政報告は終了いたしました。



◎議案第68号から議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第4、議案第68号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例から日程第6、議案第70号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例まで、

関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） ただいま一括上程されました議案第68号から議案第70号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和2年10月7日に人事院勧告が行われましたことに伴い、特別職、再任用職員を除く一般職、特定任期付職員及び会計年度任用職員の期末手当についてそれぞれ引き下げる改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤 洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（渡辺 信明君） それではよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第68号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例から議案第70号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

上程いたしましたそれぞれの条例改正につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、人事院勧告により期末手当を年0.05月分減額する改正となっております。

まず初めに、議案第68号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書1ページ、新旧対照表のほうも1ページでございます。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、1ページをご覧ください。

1ページの上段の表、第1条関係でございますが、条例第4条では、手当等の額について規定されております。町長等の期末手当の支給率を年間3.4月分から0.05月分引き下げ、3.35月分にいたすものでございまして、本年度におきましては、12月期の支給分で年間引下げ分の0.05月分を引き下げ、100分の170から100分の160にいたすものでございます。

次の第2条関係ですが、ここでは令和3年度以降の支給率の取扱いについて規定したものでございまして、令和3年度の支給につきましては引下げ後の年間支給率3.35月を6月、12月とも100分の167.5とし、同じ支給率にするものでございます。

それでは、定例会資料の1ページをご覧ください。

定例会資料の左側につきましては、一般職の職員の給与に関する法律、それから下の方に特別職の職員の給与に関する法律の改正の概要を載せております。

この資料の右側でございますけれども、給与改定に伴う手当等の状況を見ていただきたいと思います。

現行で、町長は6月、12月期とも1.7月分となっております。中段の令和2年度につきましては、改定後の令和2年12月期で0.05月引き下げられまして1.65月分に、その下の令和3年度以降につきましては6月、12月それぞれ現行の率から0.05月の2分の1、0.025月分引き下げられまして1.675となり、年間で3.35月分の支給になるというものでございます。

それでは、議案書の1ページをご覧いただきたいと思います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するものといたしましたものでございます。

次に、議案書2ページになります。

議案第69号 涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表 2 ページでございます。

第 1 条関係でございます。

第19条第 2 項は一般職員の期末手当の支給割合の規定でございまして、本年度におきましては町長等と同様に 12 月期の期末手当の支給分で年間引下げ分の 0.05 月を引き下げるもので、100 分の 130 から 100 分の 125 にいたすものでございます。

次の第 3 項につきましては、再任用職員の期末手当の支給率の規定でございまして、再任用職員の支給率につきましては、今回の勧告に含まれておりませんので同率のままとなりますが、一般職員の支給率が改正されることにより整理するものでございます。

次の第 2 条関係ですが、ここでは令和 3 年度以降の支給率の取扱いについて規定したものでして、令和 3 年度の支給につきましては、引下げ後の期末手当の年間支給率 2.55 月を 6 月、12 月とも同じ支給率に振り分け、100 分の 127.5 にしようとするものでございます。

第 3 項の改正につきましては、第 1 条関係と同様でございまして、一般職員の支給率が改正されることにより整理するものでございます。

3 ページの第 3 条関係でございます。

ここでは涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正になります。

内容といたしましては、一般職の期末手当の支給率が改正されることにより、特定任期付職員の業績手当の支給率についても 12 月期の支給率から 0.05 月分減じる改正をするものでございます。

第 4 条関係におきましては、一般職員と同様に、令和 3 年度以降の取扱いについて規定したものでございます。それでは、議案書の 2 ページにお戻り願います。

附則でございまして、施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行いたしまして、第 2 条及び第 4 条の規定につきましては令和 3 年 4 月 1 日から施行するというものでございます。

次に、議案書の 3 ページでございます。

議案第 70 号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表は 5 ページでございます。

改正内容といたしまして、第 4 条に第 2 項といたしまして、会計年度任用職員が準用する給与条例の取扱いについての規定を追加するものでございます。

もう 1 点が、会計年度任用職員の期末手当の支給率の引下げについて改正するものでございます。

会計年度任用職員におきましては、附則で期末手当の特例といたしまして、令和 2 年度は職員の期末手当の年間 2.6 月分の 2 分の 1 に当たる 1.3 月分、新旧対照表では 1 回分の支給率であります 100 分の 65 と規定されているものでございます。

本改正によりまして、第 2 項の本年 12 月の支給につきましては、年間に引き下げられる 0.05 月の 2 分の 1 に当たる 0.025 月分の引下げとなりまして 0.625 月分、100 分の 62.5 となるものでございます。

第 3 項におきましては、令和 2 年改正時点における令和 3 年度の支給の取扱いについて規定するものですが、正職員の支給率の改正により整理するものでございます。

6 ページをご覧くださいと思います。

第2条関係でございますが、令和3年度の支給率をここで規定しております。令和3年度につきましては、正職員の4分の3の支給率としておりますことから、年間1.95月分としていたわけですが、引下げが0.05月の4分の3となりますことから、年間で0.0375月分の引下げになるものでございまして、6月期及び12月はその半分の0.01875月分の引上げになります。それをそれぞれ0.95625月分、新旧対照表にあります100分の95.625の支給率となるものでございます。

議案書3ページにお戻り願います。

附則でございますが、施行期日といたしまして、この条例は公布の日から施行しまして、第2条の規定については令和3年4月1日から施行するものでございます。

なお、先ほど町長の例で定例会資料を見ていただきましたが、それぞれの職の12月期の改定率及び令和3年度以降の支給率について記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

本条例改正に伴います予算措置でございますが、12月会議で補正予算として提案させていただく予定としておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第69号 涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号 涌谷町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第70号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議発第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第7、議発第5号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○事務局主事（高橋和生君） 議員提出議案1ページをお開きください。

朗読いたします。

議発第5号

令和2年11月26日

涌谷町議会議長 後藤洋一 殿

提出者	涌谷町議会議員	久	勉
賛成者	同	杉浦	謙一
賛成者	同	伊藤	雅一
賛成者	同	稲葉	定
賛成者	同	佐々木	みさ子
賛成者	同	大友	啓一

涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び涌谷町議会議規則第13条第2項の規定により提出します。

（提出の理由）

国の人事院勧告により、「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されるため、これに準じ改正するもの。

以上、朗読を終わります。

○議長（後藤洋一君） 提出者の趣旨説明を求めます。8番。

○8番（久勉君） ただいま上程されました議発第5号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨は、国の人事院勧告により、「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されるため、これに準じ改正いたそうとするものであります。

内容につきましては、議案第68号と同様でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第5号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議発第5号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎休会の宣告

○議長（後藤洋一君） 以上をもって、涌谷町議会定例会11月会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

本会議は、この後、明日11月27日から12月28日までの32日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、明日11月27日から12月28日までの32日間を休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時23分